

鳥取県告示第722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年10月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画道路 8・7・1号倉吉駅南北線
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220